



第一条中「専門学校令第八条第一項」ノ上ニ「附則第二項、昭和十八年勅令第百十一号附則第二項並ニ」ヲ加ヘ「専門学校及実業専門学校」ヲ「高等師範学校、女子高等師範学校及専門学校」ニ改ム

第二条(第二左ノ一号ヲ加ヘ)第一号ヲ削リ第二号ヲ第一号ニ、第三号ヲ第二号ニ、第四号ヲ第三号(ニ改ム)(トシ左ノ一号ヲ加フ)

四 修業年限三年ノ青年学校教員養成所

第三条 左ニ掲グル者ノ修業年限ハ昭和十八年度ニ卒業スベキ者ニ付三月之ヲ短縮ス

- 一 実業学校ニ於テ中等学校令第二十条ノ規定ニ依リ国民学校初等科修了程度ヲ以テ入学者トスル修業年限五年以上ノ課程(加筆)国民学校高等科一年修了程度ヲ以テ入学資格トスル修業年限四年以上ノ課程)又ハ国民学校高等科修了程度ヲ以テ入学資格トスル修業年限三年以上(夜間授業ヲ為スモノハ修業年限四年以上)ノ課程ニ在学スル者
- 二 私立学校令ニ依リ設立セラレタル実業学校ニ準ズベキ学校ニシテ前号ノ規定ニ準ズルモノ

第四条中「師範学校中学校高等女学校教員検定規程」ヲ「中学校高等女学校教員検定規程」ニ改ム

附則

本令ハ昭和十八年四月一日ヨリ之ヲ(抹消)(加筆)(施行ス)(適用ス)

理由

一、昭和十六年勅令第九百二十四号(大学学部等ノ在学年限又ハ修業年限ノ臨時短縮ニ関スル件)中改正及中等学校令ノ制定ニ伴ヒ改正ノ要アリ

二 青年学校教員養成所規程ノ改正ニ依リ(新ニ)修業年限三年ノ青年学校教員養成所(ヲ)ノ臨時短縮ヲ規定スルノ要アルニ依ル

従前ノ実業学校ニシテ中等学校令ニ依ル実業学校トナル場合

旧 制		新 制	
(国民学校)初等科修了ヲ入学資格トスル	四年以上	初修	四年
高等科(二年)修了ヲ	四年以上	高修	三年
(女子)	三年以上	(女子)	二年
高等科修了ヲ	三年以上		
(女子)	二年以上		
高等科修了ヲ	(夜間) 四年以上	夜間	
(女子)	三年以上	高修	四年
初等科修了ヲ	(夜間) 四年以上	(女子)	三年

文部省令第 号  
 大学学部等ノ在学年限又ハ修業年限ノ  
 昭和十八年度臨時短縮ニ関スル件

第一条 昭和十六年勅令第九百二十四号第一条第一項(及附則)第一項、昭和十八年勅令第百十一号附則第二項並ニ(及)專



昭和十六年勅令第九百二十四号大学学部等ノ在学年  
限又ハ修業年限ノ臨時短縮ニ関スル件中改正ノ件

勅令第(加筆)二二二号

昭和十六年勅令第九百二十四号中左ノ通改正ス

第一条第一項中、「第十三条第一項若ハ第十六条、高等学校令  
第七条第一項、専門学校令第六条若ハ第八条第二項又ハ実業学  
校令第二条ノ二第二項」ヲ「若ハ第十六条、師範教育令第十四  
条又ハ専門学校令第六条若ハ第八条第二項」ニ、「大学予科、  
高等学校高等科、専門学校若ハ実業専門学校」ヲ「高等師範学  
校、女子高等師範学校若ハ専門学校」ニ改メ「当分ノ内」ヲ削  
ル

同条第二項ヲ削ル

同条第三項中「前二項中大学令、高等学校令、専門学校令又ハ  
実業学校令」ヲ「前項中大学令又ハ専門学校令」ニ改ム

附則ニ左ノ一項ヲ加フ

本令ハ大学学部ノ在学年限ニ関シテハ昭和十七年四月以前ニ  
入学シ引続キ在学スル学生ニ付、高等師範学校、女子高等師  
範学校又ハ専門学校ノ修業年限ニ関シテハ昭和二十一年四月  
以前ニ入学シ引続キ在学スル生徒ニ付之ヲ適用ス

附則

本令ハ昭和十八年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行ノ際現ニ大学予科又ハ高等学校高等科ニ在学スル生徒  
ニ付テハ其ノ修業年限ノ短縮ハ第一条ノ改正規定ニ拘ラズ仍従

前ノ例ニ依ル

(参照)

昭和十六年勅令第九百二十四号

(大学学部ノ在学年限又ハ修業  
年限ノ臨時短縮ニ関スル件)

第一条 大学令第十条、<sup>(朱總)</sup>第十一条、<sup>(朱總)</sup>第十三条第一項若ハ第十六  
条、高等学校令第七条第一項、専門学校令第六条若ハ第八条

第二項又ハ実業学校令第二条ノ二第二項<sup>(朱書)</sup>若ハ第十六条、師

範教育令第十四条又ハ専門学校令第六条若ハ第八条第二項<sup>(朱總)</sup>

ノ規定ニ依ル大学学部ノ在学年限又ハ大学予科、<sup>(朱書)</sup>高等学校高

等科、<sup>(朱書)</sup>専門学校若ハ実業専門学校<sup>(朱書)</sup>、<sup>(朱書)</sup>高等師範学校、女子高等

師範学校若ハ専門学校<sup>(朱總)</sup>ノ修業年限ハ当分ノ内夫々六月以内

之ヲ短縮スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ大学予科ノ修業年限ヲ短縮シタル場合ニ於

テハ大学令第十三条第二項及第三項中修業年限三年又ハ修業

年限二年トアルハ夫々前項ノ規定ニ依リ短縮シタル修業年限

ヲ謂フモノトス<sup>(朱總)</sup>

前二項中大学令、<sup>(朱書)</sup>高等学校令、<sup>(朱書)</sup>専門学校令又ハ実業学校令

〔前項中大学令又ハ専門学校令〕トアルハ夫々朝鮮教育令及台

湾教育令ニ於テ依ル場合ヲ含ムモノトス

第二条 前条第一項ノ規定ニ依ル在学年限又ハ修業年限ノ短縮

ハ内地ニ在リテハ文部大臣、朝鮮ニ在リテハ朝鮮總督、台湾

ニ在リテハ台湾總督之ヲ行フ

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

(朱書)

本令ハ大学学部ノ在学年限ニ関シテハ昭和十七年四月以前ニ入学シ引続キ在学スル学生ニ付、高等師範学校、女子高等師範学校又ハ専門学校ノ修業年限ニ関シテハ昭和二十一年四月以前ニ入学シ引続キ在学スル生徒ニ付之ヲ適用ス

附 則

本令ハ昭和十八年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行ノ際現ニ大学予科又ハ高等学校高等科ニ在学スル生徒ニ付テハ其ノ修業年限ノ短縮ハ第一条ノ改正規定ニ拘ラズ仍従前ノ例ニ依ル

参照

青年学校教員養成所規程 (抄)

第一条 青年学校教員養成所ノ修業年限ハ二年トス但シ特別ノ

必要アル場合ニ於テハ三年ト為スコトヲ得

〔加筆・朱線〕

中等学校令 (抄)

第二十条 本令施行ノ際現ニ中学校、高等女学校又ハ実業学校

ニ在学スル生徒 (文部大臣ノ定ムル者ヲ除ク) ニ付テハ其ノ

修業年限ハ第七条及第九条ノ規定ニ拘ラズ仍従前ノ例ニ依ル

(下札)

「年限 / 枚数 / か」

「」

(抹消)

(朱書)

「よ一に連けい」

〔自昭18年至昭24年 文部省 59 3A.32-6.2429〕

第2冊

教育職員総規

規

(注記1)

「一七」(簿冊内件名番号)

(注記2)

(抹消)